

## 豊田理化学研究所 公的研究費の運営・管理規則

平成 19 年 10 月 25 日制定

平成 27 年 4 月 1 日改定

### (目的)

第1条 この規則は、公益財団法人豊田理化学研究所（以下、当財団という。）における公的研究費の運営ならびに管理に関する基本を定めるものであり、公的研究費の管理・監査ガイドラインの実施基準に沿って公的研究費の適正な運営・管理を図るものである。

## 第1節 責任体系

### (責任者)

第2条 公的研究費の運営・管理を適正に行うため、最高管理責任者および総括管理責任者を定める。

### (最高管理責任者・総括管理責任者)

第3条 当財団全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者を最高管理責任者と定め、常務理事がこれにあたる。

- 2 最高管理責任者は、研究所における公的研究費の不正な使用を誘発する要因を除去し、抑止機能を備えた研究環境および体制の構築を図る。
- 3 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について当財団全体を統括する実質的な責任と権限をもつ者を総括管理責任者と定め、事務局長がこれにあたる。
- 4 総括管理責任者は、研究所における公的研究費の不正な使用防止に関する取り組み方針、ルールをホームページなどにより公表しなければならない。

## 第2節 環境の整備

### (ルールの明確化)

第4条 公的研究費に係わる事務処理手続に関するルールについて、すべての構成員にとってわかりやすいようにルールを明確に定める。

2 ルールの全体像を体系化し、すべての構成員に分かりやすい形で周知する。

(職務権限の明確化)

第5条 公的研究費の運営・管理にかかわる全ての構成員の事務処理プロセスにおける責任と権限を明確にする。

(意識向上)

第6条 ルールについての説明会・研修会開催等により意識の向上を図る。

(相談窓口部署)

第7条 公的研究費の使用に関する制度、ルール及び事務処理手続きに関する当財団内外からの相談を受け付ける窓口を事務局総務グループに置く。

(通報窓口部署)

第8条 公的研究費の不正な使用に関する通報を受け付ける通報窓口を設置する。

2 通報窓口は、事務局総務グループとする。

3 通報窓口の長は、公的研究費の不正な使用の通報を受けたときは、速やかに最高管理責任者に報告しなければならない。

### 第3節 不正防止計画

(不正防止推進部署)

第9条 公的研究費の不正な使用の防止を推進するため、不正防止推進部署を置く。

2 不正防止推進部署は、事務局とする。

(計画策定)

第10条 不正防止推進部署は、常に不正を発生させる要因の把握に努め、不正防止計画を策定・実施する。

(進捗管理)

第11条 不正防止計画の進捗については、最高管理責任者がこれを管理する。

#### 第4節 研究費の適正な運営・管理

##### (物品購入・検収)

第12条 研究職員が物品を購入するときは、「公的研究費等取扱規則」第12条-2に定めるとおり購入依頼票を起票し、総括管理責任者の承認（10万円以上の依頼表については最高管理責任者の承認）を得なければならない。承認後は、事務局担当者が業者へ発注する。

- 2 購入品の受け取り、検収は事務局研究支援グループが実施し、押印等により検収の記録を残す。検収結果は、総括管理責任者に報告する。

##### (出張)

第13条 研究職員が出張するときは、「公的研究費取扱規則」第12条-3に定めるとおり事前に出張申請書を提出し、総括管理責任者の承認（海外出張申請書については最高管理責任者の承認）を得なければならない。

- 2 研究職員は、出張終了後、速やかに出張旅費を精算しなければならない。
- 3 出張旅費は、原則として実費精算とし、領収書等を添付しなければならない。

##### (人件費・謝金)

第14条 研究職員が研究補助員等を雇用するときは、「公的研究費取扱規則」第12条-4に定めるとおり被雇用者に勤務時間を記録する勤務表を毎日提出させなければならない。

#### 第5節 モニタリング体制の整備

##### (モニタリング体制)

第15条 経理担当者は月次会計報告を作成し、総括管理責任者に報告し承認を得る。

##### (監査体制)

第16条 年1回、収支簿と証拠書類とを照合・確認し、内部監査担当者によるチェックを受けた後、最高管理責任者の承認を得る。

- 2 物品については、年1回棚卸しを実施し、内部監査担当者のチェックを受けた後、最高管理責任者の承認を得る。

#### 第6節 不正使用に対する措置

(調査)

- 第17条 最高管理責任者は、本規則第8条3項の通報を受けたとき、又は必要に応じて内部監査担当者に命じて、公的研究費の運営・管理に関する調査を行うものとする。
- 2 内部監査担当者は、前項の調査を行ったときは、速やかにその結果を最高管理責任者に報告しなければならない。

(懲戒)

- 第18条 前条の調査の結果、不正な使用があったと認められる場合は、最高管理責任者は、懲戒処分又は厳重注意等人事管理上必要な措置を厳正に行うものとする。最高管理責任者は、特に重大な不正使用の疑いが報告されたと判断する場合は、「公的研究費取扱規則」第23条1項に基づき、調査委員会を招集し厳正な審議を行うものとする。
- 2 懲戒の対象、種類ならびに内容については、就業規則第61条および第62条による。

附則

1. この規則に定められていない事項は、すべて法令の定めるところによる。